

厚生労働省北海道労働局発表  
令和6年9月19日

担当	厚生労働省 北海道労働局労働基準部安全課 安全課長 那須 真人 主任安全専門官 納 裕美 電話：011-709-2311（内線 3551）
----	---

### 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

～運動取組期間 10月1日～12月31日まで～

北海道労働局（局長 <sup>みとみのりえ</sup> 三富則江）は、例年建設工事追い込み期に当たる10月から12月に死亡災害が多発する傾向にあることから、三大災害（墜落・転落、建設機械、崩壊・倒壊）、交通労働災害、急性中毒、火災の防止を重点事項として、以下のとおり「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。特に10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止運動の活性化を図ります。

加えて、令和6年は建設業における死亡災害が例年よりも多く発生しているため、死亡災害の撲滅を労使に呼びかける書面及び動画によるメッセージを発出し、災害防止に向けたより一層の機運の醸成を図ります。

#### 1 取組期間

令和6年10月1日～12月31日

#### 2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）

#### 3 協賛者（順不同）

- ・ 建設工事発注機関連絡協議会
- ・ 建設業労働災害防止協会北海道支部
- ・ 一般社団法人北海道建設業協会
- ・ 一般社団法人日本建設業連合会北海道支部
- ・ 建設産業専門団体北海道地区連合会
- ・ 一般社団法人北海道建築工事業組合連合会
- ・ 職業訓練法人札幌市建築業組合
- ・ 一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会
- ・ 一般社団法人プレハブ建築協会
- ・ 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部
- ・ 一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部
- ・ 一般社団法人北海道舗装事業協会

#### 4 実施事項

別添「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」のとおり取組を展開します。

## 【添付資料】

- 1 建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱
- 2 建設工事追い込み期労働災害防止運動リーフレット
- 3 建設事業者及び現場で働く皆さんへ
- 4 建設業における労働災害発生状況について(令和6年8月末速報値)

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

(取組期間 令和6年10月1日～12月31日)

厚生労働省北海道労働局

建設業における8月末現在(速報値)の死亡者数は10人と前年同期の3人と比べ7人増加しており、死傷者数は453人と前年同期に比べ50人減少しています。死傷者数は減少しているものの、死亡者数は令和5年1年間に発生した6人を上回っているほか、過去5年間の同時期における平均人数も上回っており、例年よりも多い状況です。

死亡労働災害を事故の型別でみると「墜落・転落」「崩壊・倒壊」が各2人、「飛来・落下」「激突され」「はさまれ、巻き込まれ」「おぼれ」「感電」「その他」が各1人となっています。

北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去5年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「建設安全週間」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

## 1 取組期間

令和6年10月1日から令和6年12月31日まで

## 2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び北海道内の各労働基準監督署(支署)

## 3 協賛者(順不同)

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会

## 4 実施者

建設業関係各事業場(工事現場)

## 5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 当該運動を連携して進めるための情報の共有を図る。
- (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」により広報を行う。
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
- (4) 建設工事パトロールを実施する。
- (5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
- (6) 事業場(工事現場)の実施事項について指導援助する。
- (7) 全道17の労働基準監督署(支署)による、重点的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。  
特に、「建設安全週間」に集中した取組を実施する。
- (8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。

## 6 実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項

- (1) 全般的事項
  - ア 経営トップによる安全パトロールの実施(建設安全週間期間中)
  - イ 現場責任者による巡視・点検の励行
  - ウ 全ての店社及び現場に、建設工事追い込み期労働災害防止運動の「懸垂幕(看板)」、「安全宣言」の掲示又は設置を行う。
  - エ 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。
- (2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)
  - ア 墜落・転落災害防止対策
    - (ア) リスクアセスメントの実施
    - (イ) 開口部の養生、危険箇所の表示
    - (ウ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
    - (エ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用

- (オ) 作業主任者の選任、職務の励行
- (カ) 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- (キ) 要求性能墜落制止用器具の使用

#### イ 重機等災害防止対策

- (ア) 車両系建設機械
  - a 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路、作業指揮者の選任、作業方法)
  - b 立入禁止区域の明確化
  - c 誘導者の配置による転落・接触防止
  - d 主たる用途以外の使用制限
- (イ) 移動式クレーン
  - a 作業計画の作成(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
  - b 過負荷の制限
  - c アウトリガーの最大張出
  - d 適正な玉掛用具の使用
  - e 安全装置の有効使用

#### ウ 崩壊・倒壊災害防止対策

- (ア) 土砂崩壊
  - a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
  - b 作業開始前の地山の点検
  - c 作業主任者の直接指揮
  - d 作業手順に基づく安全作業
  - e 現場責任者による巡視・点検の励行

#### (イ) 構築物・仮設物の倒壊

- a 作業計画の作成
- b 作業手順の確立
- c 避難場所の確保
- d 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

#### エ 交通労働災害防止対策

- (ア) 路面状況にあった安全な速度での走行
- (イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止
  - a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
  - b 交通誘導者の配置
  - c バリケードの設置
- (ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- (エ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- (オ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- (カ) 過労運転の防止
- (キ) 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

#### オ 急性中毒等予防対策

- (ア) 一酸化炭素
  - a 自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・練炭等の使用禁止  
なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視(作業開始前、作業中等)の実施
  - b リスクアセスメントの実施
- (イ) 有機溶剤
  - a 換気装置の使用
  - b 送気マスク、防毒マスクの使用
  - c 作業主任者の選任と職務の励行
  - d SDS(安全データシート)を活用したリスクアセスメントの実施
- (ウ) 酸欠・硫化水素
  - a 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
  - b 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気の実施
  - c 作業主任者の選任、職務の励行
  - d 安全衛生教育の実施
  - e 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

#### カ 火災防止対策

- (ア) 火気の手扱い管理の徹底
- (イ) 可燃性の物等の近傍での火気の使用禁止



# 建設工事追い込み期労働災害防止運動 取組中！

(令和6年10月1日～12月31日)

**Safety First！ 『安全は何よりも優先する』**

北海道労働局からのメッセージ  
(北海道労働局 YouTube へ移動します)



## 安全宣言

**労働災害防止のため 私達はこうします！**

《工事現場ごとの安全宣言を記入します。》

《社長、会社、事業場が定めた安全衛生基本方針を記入します。》

会社名  
代表者  
現場代理人

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱（抜粋）

建設業における8月末現在（速報値）の死亡者数は10人と前年同期の3人と比べ7人増加しており、死傷者数は453人と前年同期に比べ50人減少しています。死傷者数は減少しているものの、死亡者数は過去5年間の同時期における平均人数を上回っており、例年よりも多い状況です。北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去5年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

そのため、これから迎える建設工事の追い込み期に、墜落・転落災害防止を最重点に、重機等災害、崩壊・倒壊災害、交通労働災害、急性中毒、火災の各防止対策を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

なお、10月25日から10月31日までを「**建設安全週間**」と定め、この期間に「建設工事パトロール点検表」を使用した「建設工事パトロール」の実施等に取り組みます。

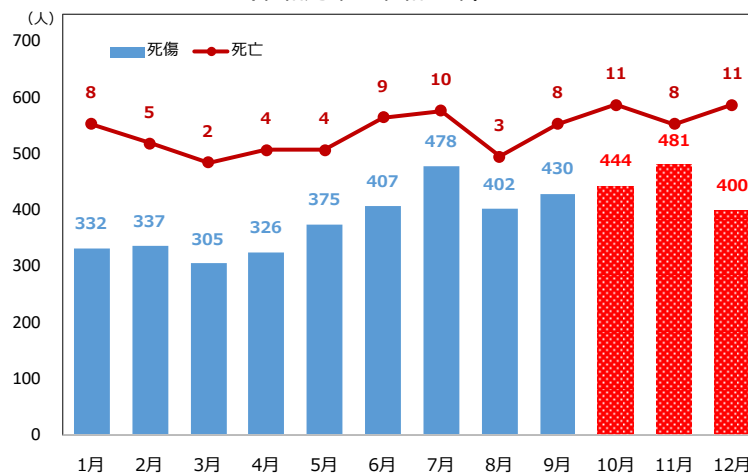
- 1 取組期間: 令和6年10月1日～12月31日(建設安全週間: 10月25日～10月31日)
- 2 主唱者: 厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署(支署)
- 3 協賛者: 建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部、一般社団法人日本道路建設業協会北海道支部、一般社団法人北海道舗装事業協会
- 4 実施者: 建設業関係各事業場(工事現場)

# 建設工事追い込み期労働災害防止運動

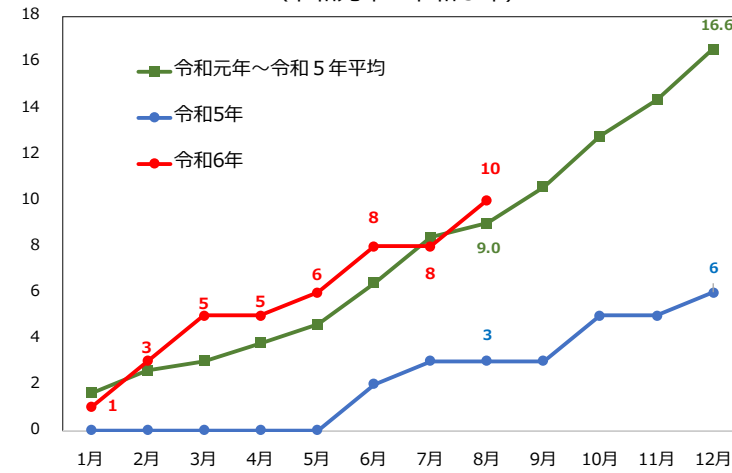
令和6年10月1日～12月31日(建設安全週間10月25日～10月31日)

## STOP!労働災害 リスクアセスメントを実施しよう!

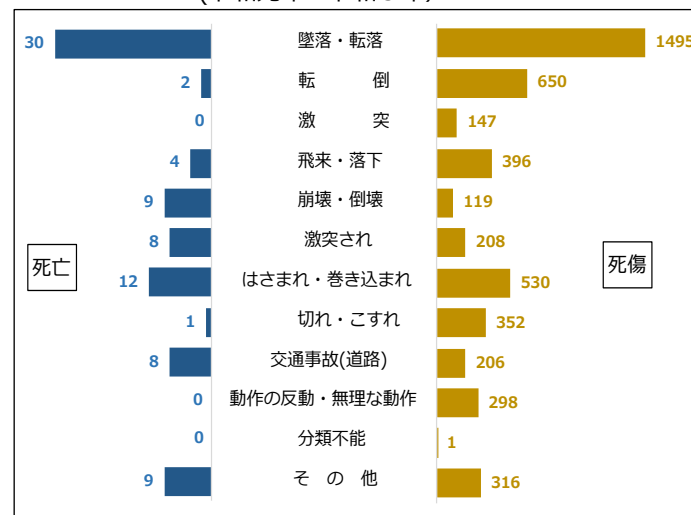
建設業における月別死傷者数の推移 (令和元年～令和5年)



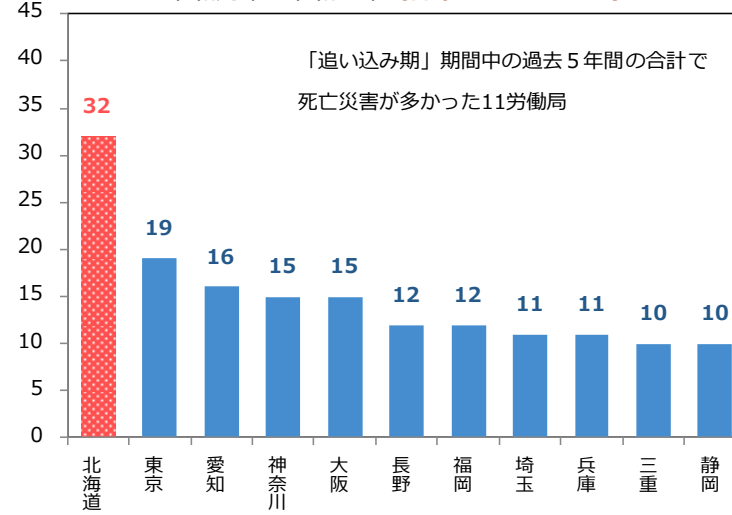
建設業における月別死亡災害発生状況 (令和元年～令和5年)



建設業における事故の型別労働災害発生状況 (令和元年～令和5年)



建設業における都道府県労働局別死亡災害発生状況 令和元年～令和5年(各年10月～12月)



## 運動期間中に事業場取り組むべき内容（重点実施事項等）

### 墜落・転落災害防止対策

- ア リスクアセスメントの実施
- イ 開口部の養生、危険箇所の表示
- ウ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
- エ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
- オ 作業主任者の選任、職務の励行
- カ 防網の設置、要求性能墜落制止用器具の取付設備の設置
- キ 要求性能墜落制止用器具の使用

### 交通労働災害防止対策

- ア 路面状況にあった安全な速度での走行
- イ 工事現場における第三者車両からの被害防止
  - (ア) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
  - (イ) 交通誘導者の配置
  - (ウ) バリケードの設置
- ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- カ 過労運転の防止
- キ 停車時における逸走防止のため「輪止め」及び「サイドブレーキ等」の確実な措置

### 重機等災害防止対策

- ア 車両系建設機械
  - (ア) 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路、作業方法)
  - (イ) 立入禁止区域の明確化
  - (ウ) 誘導者の配置による転落・接触防止
  - (エ) 主たる用途以外の使用制限
- イ 移動式クレーン
  - (ア) 作業計画の作成(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
  - (イ) 過負荷の制限
  - (ウ) アウトリガーの最大張出
  - (エ) 適正な玉掛用具の使用
  - (オ) 安全装置の有効使用

### 急性中毒等予防対策

- ア 一酸化炭素
  - (ア) 自然換気が不十分な場所での内燃機関及びジェットヒーター・練炭等の使用禁止
  - なお、やむを得ず使用する場合は、換気、随時測定、監視(作業開始前、作業中等)の実施
  - (イ) リスクアセスメントの実施
- イ 有機溶剤
  - (ア) 換気装置の使用
  - (イ) 送気マスク、防毒マスクの使用
  - (ウ) SDS(安全データシート)を活用したリスクアセスメントの実施
- ウ 酸欠・硫化水素
  - (ア) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
  - (イ) 作業場所の酸素濃度を18%以上、硫化水素濃度を10ppm以下となるよう換気
  - (ウ) 作業主任者の選任、職務の励行
  - (エ) 安全衛生教育の実施
  - (オ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

### 火災防止対策

- ア 火気の取扱い管理の徹底
- イ 可燃性のものの近傍での火気の使用禁止

### 崩壊・倒壊災害防止対策

- ア 土砂崩壊
  - (ア) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
  - (イ) 作業開始前の地山の点検
  - (ウ) 作業主任者の直接指揮
  - (エ) 作業手順に基づく安全作業
  - (オ) 現場責任者による巡視・点検の励行
- イ 構築物・仮設物等の倒壊
  - (ア) 作業計画の作成
  - (イ) 作業手順の確立
  - (ウ) 避難場所の確保
  - (エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

建設業関係各事業場(工事現場)の皆様には、次の事項の取組の徹底をお願いします。

### 重点実施事項等

- 墜落・転落災害防止対策
- 重機災害防止対策(車両系建設機械、移動式クレーン)
- 崩壊・倒壊災害防止対策(土砂崩壊、構築物・仮設物等の倒壊)
- 交通労働災害防止対策
- 急性中毒等予防対策(一酸化炭素、有機溶剤、酸欠・硫化水素)
- 火災防止対策



## 建設事業者及び現場で働く皆さんへ

令和6年9月10日現在、北海道では建設業において死亡労働災害により、11の方が亡くなられています。これは、昨年1年間の死亡者数6人を上回っているほか、過去5年間の同時期における平均人数も超える人数であり、令和6年の建設業における死亡労働災害の発生は例年よりも多い状況となっています。

災害の原因については現在調査中の事案もありますが、現場管理者が不在で現場の安全衛生管理が不十分であった事案、作業に関する危険ポイントの洗い出し、共有、対策が不十分であった事案が多くみられ、中には法令違反が原因となっている事案も見受けられます。

北海道の建設業では毎年10月から12月に死亡労働災害が多発する傾向にあり、その人数は他の都府県と比べても突出しています。

職場において尊い人命が失われることはあってはならないものであり、死亡労働災害撲滅のために一層の取組が求められます。

今年も10月1日から12月31日まで「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開します。

事業者の方は、要綱に掲げる実施事項を確実に行っていただくほか、特に、現場パトロールを強化する等取組期間において、墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害、重機等災害の三大災害の防止を中心に死亡労働災害の撲滅に集中的に取り組んでください。

建設現場で働く方々は、自身の経験や勘を過信することなく、安全確認を確実に実施して作業を進めていただくようお願いいたします。また、怪我をしない、させないようにお互いに声掛けをして、作業を行うようお願いいたします。

皆さんが毎日無事に帰宅して楽しい生活が送れるよう、一人ひとりが常に「安全な作業」を心がけ、災害ゼロの建設現場をつくっていきましょう。

皆さん、ご安全に。

北海道労働局  
メッセージ動画  
はこちら  
(YouTubeへ移動します)



令和6年9月10日

厚生労働省北海道労働局

労働基準部長 高橋 靖

令和6年建設業における死亡労働災害

延べ人数	発生日	時刻	業種	年代	経験年数	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	14時台	土木工事業	50	1年未満	巻き込まれ、はさまれ	建設機械等	被災者は、排雪ダンプの誘導のため移動していたところ、一時停車中の除雪ドーザーの後ろで転倒し、その直後後退した除雪ドーザにひかれたもの。
2	2	9時台	建築工事業	20	1年	崩壊、倒壊	環境等	被災者は、ドラグ・ショベルで掘削した箇所に入り、スコップを使用して手掘りで地面を掘削していたところ、法面が崩壊し、土砂に下半身が埋まり被災したもの。
3	2	11時台	建築工事業	40	1年未満	崩壊、倒壊	仮設物、建築物、構築物等	被災者は、建築物解体現場にて解体物の搬出準備作業に従事していたところ、倒壊した建築物の下敷きになったもの。
4	3	8時台	土木工事業	50	25年	飛来、落下	材料	被災者は、トレーラーの荷台に2段積みされていた鉄筋かごの荷下ろし作業のため、固定していたワイヤーのチェーンブロックを地上で緩めていたところ、荷崩れにより鉄筋かごが落下し、下敷きになったもの。
5	3	9時台	建築工事業	70	1年未満	墜落、転落	仮設物、建築物、構築物等	被災者はマンション1階にある屋外照明を移設するため、手すり等を設けずに1階屋根上を歩いて作業場所へ移動していたところ、墜落したもの。
6	5	10時台	その他の建設	20	1年	感電	電気設備	被災者は、低圧電線の取替作業を行うため電柱に登り、腕木付近で身体保持器具の位置替え等を行っていた際に、低圧電線から1.2メートル上部にある高圧電線に誤って触れて感電したものの。
7	6	9時台	土木工事業	50	2年	墜落、転落	建設機械等	被災者は、林業専用道上において、ロード・ローラーを運転して作業場所に向かっていったところ、路肩から約20m下の斜面に転落したもの。
8	6	9時台	土木工事業	30	1年未満	その他	起因物なし	被災者は潜水士であり、水深1～3mの水中で玉掛け作業を行っていたが、被災者との通信が途絶えたため、連絡員等がホースを引いて被災者を繰り寄せ、陸上に引き上げたところ心停止していたもの。
9	8	15時台	建築工事業	70	9年	激突され	物上げ装置、運搬機械	被災者は、型枠資材の積み降ろしのため、車両積載型トラッククレーンの荷台の上で、角鋼管の束に玉掛け後、荷に背を向け、電話対応していたところ、移動式クレーンの操作者がリモコンで巻き上げ操作を行い、地切りした荷が動き被災者に激突、被災者は荷台から墜落したもの。
10	8	8時台	土木工事業	20	9年	おぼれ	水	被災者は、砂防堰堤工事現場の川岸において測量作業中、対岸に渡ろうとして川に入り横断中、水深約1メートルの箇所川に流され、その後現場から川下2キロメートルの地点で心肺停止の状態で見つかったもの。
11	9	13時台	土木工事業	60	7年	崩壊、倒壊	環境等	被災者は、暗渠工事現場にて、掘削後の溝に立ち入り、床均し作業を行っていたところ、側壁の土砂が崩壊し、生き埋めになったもの。

死亡労働災害事故の型別内訳 (R6.9.4)



死亡労働災害事故の型別 起因物別 内訳	総計	建設機械等	物上げ装置、運搬機械	電気設備	仮設物、建築物、構築物等	材料	環境等	起因物なし
総計	11	2	1	1	2	1	3	1
墜落、転落	2	1			1			
飛来、落下	1					1		
崩壊、倒壊	3				1		2	
激突され	1		1					
巻き込まれ、はさまれ	1	1						
おぼれ	1						1	
感電	1			1				
その他	1							1



# 建設業における労働災害発生状況について(令和6年8月末速報値)

## 北海道労働局労働基準部安全課

令和6年8月末時点の建設業における死亡及び死傷災害件数は速報値で死亡災害10件、死傷災害453件となっています。昨年同時期(令和5年8月末)での速報値は死亡災害3件、死傷災害503件でしたので、昨年と比べると死傷災害は減少していますが、死亡災害は大幅に増加しており、既に令和5年1年間に発生した6件を上回る発生状況となっているほか、過去5年間の同時期における平均件数(9.0)も上回っており、例年よりも多い状況です。

死亡災害10件の中には現場に安全衛生管理に係る責任者が不在の事例や基本的対策が講じられていない事例も認められます。現場での安全衛生管理を徹底し、墜落、転落をはじめとする三大災害の防止対策の徹底を図るほか、昨年から死亡災害が散見される建設機械等の転落又は転倒による災害に係る対策についても徹底を図る必要があります。また、外国人労働者の死傷災害が増加していることから、やさしい日本語や母国語による安全衛生教育を実施し、作業指示や守るべきルールについては具体的な内容とすることも必要です。

### 1 死亡災害発生状況

死亡災害の事故の型別内訳は「墜落、転落」「崩壊、倒壊」が各2件、「飛来、落下」「激突され」「はさまれ、巻き込まれ」「おぼれ」「感電」「その他」が各1件です。

現場規模別の発生状況では10人未満の小規模現場が6現場、10人以上29人の現場が1現場、30人以上49人の現場が2現場、50人以上の現場が1現場と小規模現場での死亡災害発生割合が半数を超えています。

被災者の経験年数別では経験年数1年未満が4件、1年以上5年未満が3件、5年以上10年未満が2件、10年以上1件と経験年数の浅い労働者の被災が目立ちました。

延べ人数	発生月	時刻	業種	年代	経験年数	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	14時台	土木工事業	50	1年未満	巻き込まれ、	建設機械等	被災者は、排雪ダンプの誘導のため移動していたところ、一時停車中の除雪ドザーの後ろで転倒し、その直後後退した除雪ドザーにひかれたもの。
2	2	9時台	建築工事業	20	1年	崩壊、倒壊	環境等	被災者は、ドラグ・ショベルで掘削した箇所に入り、スコップを使用して手掘りで地面を掘削していたところ、法面が崩壊し、土砂に下半身が埋まり被災したものの。
3	2	11時台	建築工事業	40	1年未満	崩壊、倒壊	仮設物、構築物、構築建	被災者は、建築物解体現場にて解体物の搬出準備作業に従事していたところ、倒壊した建築物の下敷きになったもの。
4	3	8時台	土木工事業	50	25年	飛来、落下	材料	被災者は、トレーラーの荷台に2段積みされていた鉄筋がこの荷下ろし作業のため、固定していたワイヤーのチェーンブロックを地上で緩めていたところ、荷崩れにより鉄筋がごとが落下し、下敷きになったもの。
5	3	9時台	建築工事業	70	1年未満	墜落、転落	仮設物、構築物、構築建	被災者はマンション1階にある屋外照明を移設するため、手すり等を設けずに1階屋根上を渡って作業場所へ移動していたところ、墜落したものの。

延べ人数	発生月	時刻	業種	年代	経験年数	事故の型	起因物	災害の状況
6	5	10時台	その他の建設業	20	1年	感電	電気設備	被災者は、低圧電線の取替作業を行うため電柱に登り、腕木付近で身体保持器具の位置替え等を行っていた際に、低圧電線から1.2メートル上部にある高圧電線に誤って触れて感電したものの。
7	6	9時台	土木工事業	50	2年	墜落、転落	建設機械等	被災者は、林業専用道上において、ロード・ローラーを運転して作業場所に向かっていたところ、路肩から約20m下の斜面に転落したものの。
8	6	9時台	土木工事業	30	1年未満	その他	起因物なし	被災者は潜水士であり、水深1~3mの水中で玉掛け作業を行っていたが、被災者との通信が途絶えたため、連絡員等がホースを引いて被災者を繰り寄せ、陸上に引き上げたところ心停止していたもの。
9	8	15時台	建築工事業	70	9年	激突され	置、物上げ、運搬機	被災者は、型枠資材の積み降ろしのため、車両積載型トラッククレーンの荷台の上で、角鋼管の束に玉掛け後、荷に背を向け、電話対応していたところ、移動式クレーンの操作者がリモコンで巻き上げ操作を行い、地切りした荷が動き被災者に激突、被災者は荷台から墜落したものの。
10	8	8時台	土木工事業	20	9年	おぼれ	水	被災者は、砂防堰堤工事現場の川岸において測量作業中、対岸に渡ろうとして川に入り横断中、水深約1メートルの箇所川に流れ、その後現場から川下2キロメートルの地点で心肺停止の状態で見発見されたもの。

### 2 死傷災害発生状況

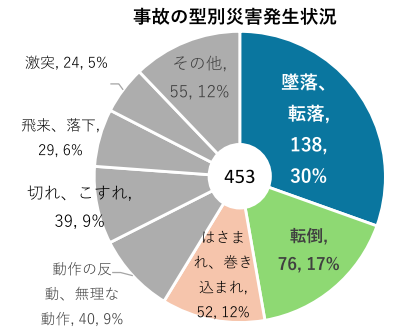
#### (1) 工種別、事故の型別災害発生状況

死傷災害の工種別内訳は土木工事業151件(33.3%)、建築工事業249件(55%)、その他の建設業53件(11.7%)となっており、建築工事業が半数以上を占めています。

主な事故の型別では多い順で墜落、転落138件(30.4%)、転倒76件(16.8%)、はさまれ、巻き込まれ52件(11.5%)となっています。墜落、転落は依然として発生割合としては最も高いですが、前年同期と比べると25件減少しています。

	建設業全体	土木工事業	建築工事業	その他の建設業	前年同期※
墜落、転落	138	34	87	17	163
転倒	76	32	35	9	73
激突	24	8	12	4	16
飛来、落下	29	11	13	5	41
崩壊、倒壊	11	4	7		12
激突され	17	3	13	1	17
はさまれ、巻き込まれ	52	23	24	5	67
切れ、こすれ	39	12	25	2	33
踏み抜き	2	1	1		2
おぼれ	1	1			
高温・低温の物との接触	8	4	4		10
有害物等との接触	2	1	1		1
感電	1			1	1
交通事故(道路)	8	4	1	3	21
動作の反動、無理な動作	40	10	24	6	40
その他	4	3	1		2
分類不能	1		1		

※令和6年に発生している事故の型のみ掲載



## (2) 工種別主な事故の型別起因物別災害発生状況

墜落、転落	建設業全体	土木事業	建築工事業	その他の建設業	前年同期※
	138	34	87	17	163
建設機械等	7	3	2	2	10
動力クレーン等	4	3	1		4
動力運搬機	15	9	4	2	17
乗物	2		1	1	1
用具	48	6	37	5	50
(うち、はしご等)	46	6	35	5	48
仮設物、建築物、構築物等	56	11	40	5	73
(うち、屋根等)	13	3	9	1	28
(うち、足場)	16	1	14	1	18
材料	1			1	
環境等	5	2	2	1	4

※令和6年に発生している起因物のみ掲載

墜落、転落災害の主な起因物別内訳は、建設業全体では多い順に仮設物、建築物、構築物等によるものが56件(40.6%)、用具48件(34.8%) (うち、はしご等46件)、動力運搬機(全てトラック)15件(10.9%)となっています。

屋根等からの墜落は前年同期と比較すると15件減少していますが、足場、はしご等、トラックは各2件ずつの減少に留まっており、更なる対策の徹底が必要です。

はさまれ、巻き込まれ	建設業全体	土木事業	建築工事業	その他の建設業	前年同期※
	52	23	24	5	67
木材加工用機械	1		1		
建設機械等	10	6	3	1	13
金属加工用機械	4		4		2
動力クレーン等	4	1	3		8
動力運搬機	10	5	4	1	16
(うちトラック)	5	3	2		12
乗物	2		1	1	
人力機械工具等	2	2			3
用具	2	1	1		
その他の装置、設備	2	2			
仮設物、建築物、構築物等	5	1	3	1	7
材料	6	4	1	1	11
荷	3	1	2		
環境等	1		1		

※令和6年に発生している起因物のみ掲載

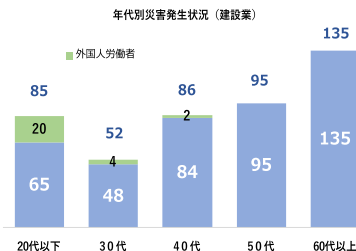
はさまれ、巻き込まれ災害の主な起因物別内訳は、建設業全体では多い順に建設機械等10件(19.2%)、動力運搬機10件(19.2%)、材料6件(11.5%)、仮設物、建築物、構築物等5件(9.6%)となっています。

建設業全体で2番目に多く発生している転倒災害については、8月末の速報値では起因物としてはその他の環境等によるものが35件(46.1%)と最も多く、次いで仮設物、建築物、構築物等22件(28.9%) (うち通路18件)となっています。その他の環境等については、全数1月～3月の冬季に発生しています。

## (3) 年代別、経験年数別発生状況

死傷災害全体の年代別の災害発生状況では30代が最も少なく、60代以上が最も多くなっています。前年同期と比較すると令和6年は20代以下の発生件数が10件増加しています。

20代以下の死傷災害件数85件のうち、20件は外国人労働者であり、外国人労働者の災害が増加しています(前年同期の20代以下外国人労働者の死傷者数は9件。)



経験年数別の発生状況は建設業全体では経験年数1年未満62件(14%)、1年以上5年未満105件(23%)、5年以上10年未満57件(13%)、10年以上229件(50%)と10年以上の経験年数を有する労働者の割合が半数を占めています。

一方で、令和6年に発生が増加している20代以下の死傷災害では経験年数5年未満が72件(84.7%)と、経験の浅い労働者の被災が多くなっています。

また、外国人労働者の死傷災害については26件中18件が技能実習生となっており、18件中11件が経験年数1年未満となっています。

